

消費生活センター情報特急便

NO.172

◆火災保険を使って無料で修理ができる？◆

<<災害にあったかどうか不明なのにリフォームを勧めてくる業者がいます>>

- 「『近隣で工事を請け負っている業者です、お宅の屋根が壊れているから火災保険を使って無料で修理してあげます』といきなり業者が訪ねてきました。

本当でしょうか？」

- 「今年の台風で雨樋が少し歪んだけれどそのままにしていたら、リフォーム業者が尋ねてきました。火災保険の申請を代行すると言うが信用できる業者でしょうか？」



<<突然尋ねてくる業者には要注意！！>>

- 消費生活センターでは、個別の業者の信頼性については分かりませんが、突然の訪問を受けて契約した工事業者とトラブルになったという相談は多数寄せられています。
- 台風などで家屋に被害が生じた場合は、契約している火災保険の内容次第で、保険金が支払われる場合があります。しかし、その手続きは保険加入者自身で行い、業者が代理で申請する必要はありません。まして、災害の被害にあってもいないのに、工事を勧めてくる業者には対応しないことが賢明です。

<<うまい誘い話には決して同調しないようにしましょう>>

- 家屋の修理はご家族でよく話し合っって対応しましょう。不明な点は家を建てた業者さんに相談しましょう。建てた業者に連絡が出来ない場合は、近隣の複数の業者に見積もりを依頼しましょう。

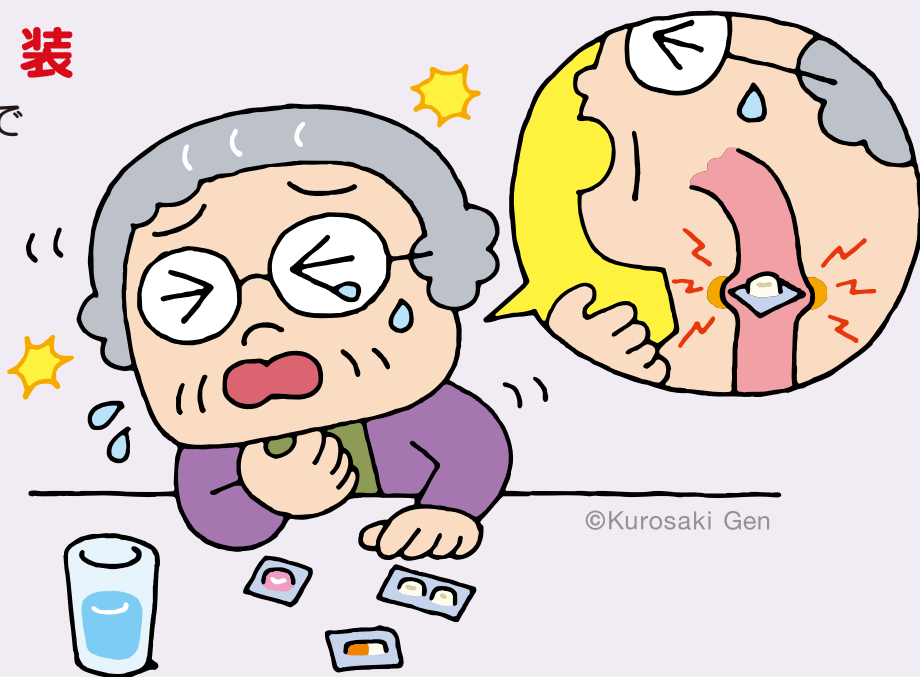
裏面にて、(独)国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

中野区消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)
 相談受付電話 03(3389)1191 FAX 03(3389)1199
 相談受付時間 月～金曜日 9時30分～16時(土日・祝日・年末年始は休み)
 eメールアドレス shohiseikatusementa@city.tokyo-nakano.lg.jp

薬の包装シートの 誤飲に注意

事例1 薬を**包装シート**から取り出したつもりが、シートがついたまま**飲んでしまった**。
のどに**痛み**と**ひっかかり**があったので、病院を受診し、**内視鏡**で食道にあった包装シートを**取り出し**てもらった。(80歳代 男性)

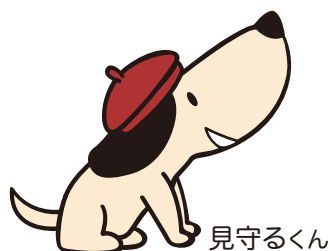
事例2 薬を**包装シートごと**飲んでしまった。病院を受診し、内視鏡で取り出しもらったが、**食道**に**傷**があり**入院**した。
(90歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

気をつけてね



見守るくん

- 薬を包装シートごと誤って服用してしまう事故が起きています。包装シートは誤飲防止のため、1錠ずつ切り離せないように横か縦の一方方向にのみミシン目が入っています。はさみなどで1錠ずつに切り分けないようにしましょう。
- 包装シートは切り離すと角が鋭く、誤飲すると消化管を傷つけ、穴があいてしまうことがあります。また、シートの素材はX線撮影でも写りにくいため、発見が遅れて重症化することもあります。
- 飲み込んだ自覚がなくても、のどなどに違和感があり、誤飲が疑われる場合は医療機関を受診するようにしましょう。日ごろから休日、夜間に受診できる医療機関の連絡先を確認しておくことも大切です。